

「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」について

平成25年3月
外務省

国際情勢の変化等に鑑み、在外公館に関し、以下の改正を行う。

- 1 在ベレン日本国総領事館の廃止
- 2 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定

1. 背景

外務省の組織の合理化努力の一環として、ブラジルのベレンにある総領事館を廃止するために、所要の規定の整備を行う必要がある。

また、在勤基本手当の基準額について、為替相場及び物価水準等の変動、地域の事情等を踏まえて、所要の改正を行う必要がある。

2. 法律案のポイント

(1) 在外公館の廃止

在ベレン日本国総領事館を廃止する。

(2) 給与関係

各在勤地における最近の為替変動及び物価水準の変動等を勘案した上で在勤基本手当の基準額を改定する。

(了)